

電原運第59号
平成23年1月25日

島根県

総務部

消防防災課長

井塚 嗣夫 殿

中国電力株式会社
電源事業本部部長（原子力）
古林 行雄

島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

平成23年1月25日の出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定書」締結に伴い、島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画について、次回の修正まで添付資料のとおり読み替えにより運用しますので連絡致します。

添付資料

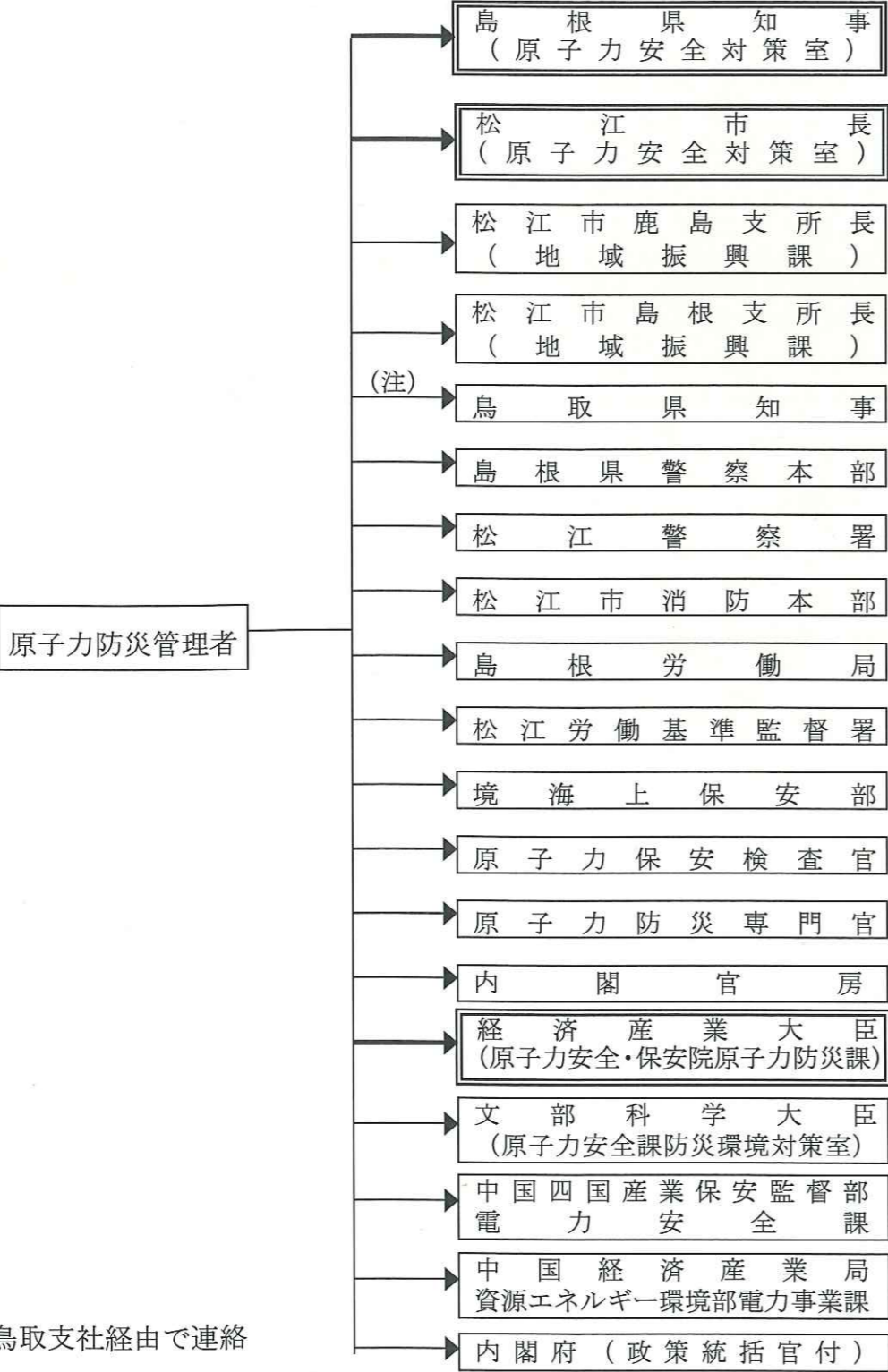
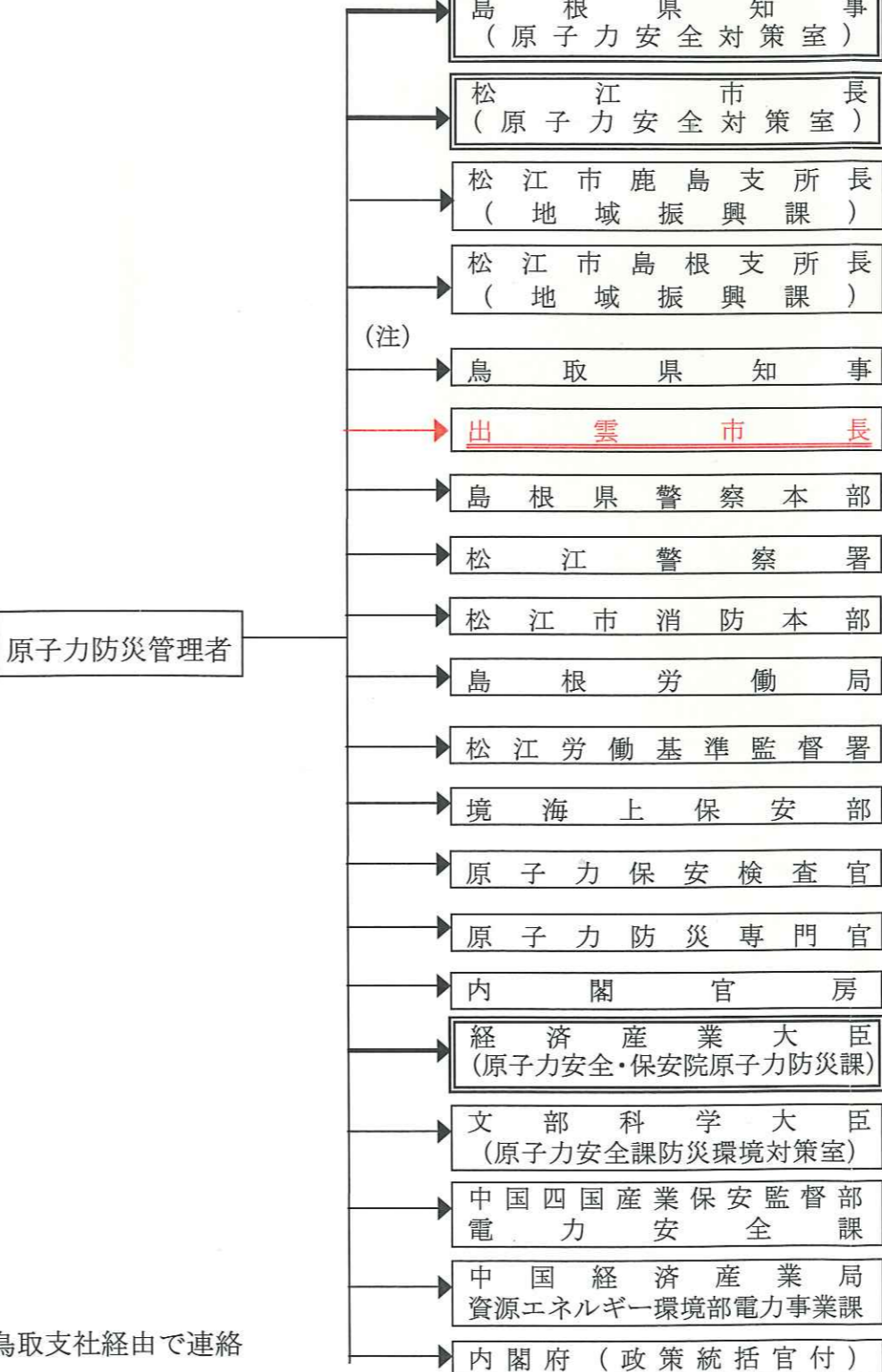
- ・島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

以上

島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

「島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画」について下記のとおり読み替えを行う。

※読み替え箇所は“下二重線”で明示しています。

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図4-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p>  <p>(注) 鳥取支社経由で連絡</p> <p>→ : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先</p>	<p>別図4-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p>  <p>(注) 鳥取支社経由で連絡</p> <p>→ : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先</p>	<p>出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定書」締結に伴う修正</p>

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図5-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>(注) 鳥取支社経由で連絡</p> <p>→ : 原災法第25条第2項の規定に基づく応急措置の報告先 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る</p>	<p>別図5-1 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>(注) 鳥取支社経由で連絡</p> <p>→ : 原災法第25条第2項の規定に基づく応急措置の報告先 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る</p>	<p>出雲市との「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定書」締結に伴う修正</p>